

令和3年10月21日

## 総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日時 令和3年10月21日（木曜日）午後1時28分～午後1時41分

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 報告事項

- (1) 総合評価落札方式の評価項目の見直しについて
- (2) 変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市立小柳小学校屋外教育環境整備工事）
- (3) 令和3年度本庁舎避難訓練の実施について
- (4) 示談の報告について

### ○出席委員

委員長	大矢保	委員	木下靖
副委員長	山崎翔一	委員	藤田誠
委員	軽米智雅子	委員	丸野達夫
委員	万徳なお子	委員	渋谷勲
委員	秋村光男		

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	舘山新	選挙管理委員会事務局長	山谷直大
総務部理事	成田智	監査委員事務局長	太田綾子
企画部長	織田知裕	総務部次長	佐藤秀彦
企画部理事	佐々木淳	総務部参事	三上智幸
税務部長	川村敬貴	総務課長	竹内巧
浪岡振興部長	三浦大延	関係課長等	
会計管理者	柿崎哲男		

### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主事	高木涉	議事調査課主事	柿崎良輔
議事調査課主事	笹田貴子		

**○大矢保委員長** それでは、ただいまから総務企画常任委員協議会を開会いたします。

欠席、遅刻はありません。

この際、私から報告いたします。

令和3年9月9日開催の総務企画常任委員会において継続審査と決定いたしました請願第8号につきましては、請願者から取り下げたい旨の申出があり、令和3年9月27日の本会議でこれが承認されましたので、本委員会に付託されている請願第8号は消滅いたしました。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「総合評価落札方式の評価項目の見直しについて」報告を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 総合評価落札方式の評価項目の見直しについて御説明いたします。

資料を御覧ください。

総合評価落札方式につきましては、価格と、価格以外の企業の施工実績や地域貢献などの要素を総合的に評価する落札方式であり、本市では、平成30年7月に公告を行う工事から同方式を導入し、設計金額が3000万円以上の工事に適用しているところであります。

このたびの見直し内容につきましては、昨年度の除排雪作業の状況を踏まえ、今年度から、除排雪作業の進捗のばらつきを解消することを目的に、豪雪時において、やむを得ない事情により除排雪作業に遅れが生じたと認められる場合は、市の求めに応じ、東青除排雪協会会員または浪岡除雪災害防止対策協議会会員が受託事業者の除排雪作業をサポートすることとしています。

このことを受けまして、連携して除排雪に協力する事業者を、地域貢献に寄与する者として総合評価落札方式において評価するものであります。

評価対象は、青森市と連携除排雪実施に関する協定を締結した連携団体に所属する連携事業者とし、その配点は1点としております。

実施時期につきましては、11月の公告案件から適用することとしています。

参考として、資料2枚目に価格以外の評価項目一覧を添付しており、網かけ部分が今回の見直し箇所となっております。

なお、連携除排雪の実施につきましては、本日の都市建設常任委員協議会においても令和3年度除排雪事業実施計画の概要の中で報告しております。

説明は以上となります。

**○大矢保委員長** ただいまの報告について御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「変更契約の締結及び専決処分の手続きについて（青森市立小柳小学校屋外教

育環境整備工事)」について報告を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 変更契約の締結及び専決処分の手続きについて御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

このたび、令和3年第2回定例会におきまして御議決をいただきました青森市立小柳小学校屋外教育環境整備工事について、契約の変更が必要となる事案が生じたことから、あらかじめ御説明申し上げるものであります。

資料「2 変更内容」についてであります。敷地西側境界沿いにコンクリート塀を設置するため地盤を掘削したところ、コンクリート製水路が埋設されていることが判明したことから、コンクリート塀からコンクリート土留めの設置に変更すること、また、西側境界沿いに植栽する計画であった樹木についても、同様に埋設されている水路が支障となることから、植栽を取りやめることとするため、工事費を減額するものであります。

変更内容の内訳につきましては、資料別紙を御覧ください。

減額の内容や金額については記載のとおりとなっており、各項目の変更予定金額を合計した424万1068円が減額となるものであります。

資料の1枚目にお戻りください。

資料「3 変更予定額」についてであります。今回の変更により減額となります金額は、ただいま資料別紙で御説明申し上げましたとおり424万1068円で、変更前の契約金額1億5953万9068円の2.66%の減となります。

これは、市長において専決処分にする事項として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会からあらかじめ指定をいただいております。変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分により、変更契約の締結を行うこととなります。

資料「4 変更契約予定」につきましては、本工事が、当初の工期は令和4年3月31日となっておりますけれども、それより早く完成する見込み——令和3年12月頃を予定しております——であることから、来月中に変更契約の締結を予定しているものであります。

専決処分を行った際は、改めて御報告させていただきます。

なお、本案件につきましては、学校施設を所管する教育委員会事務局においても、文教経済常任委員協議会で報告しております。

説明は以上となります。

**○大矢保委員長** ただいまの説明について御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和3年度本庁舎避難訓練の実施について」報告を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 庁舎の避難訓練の実施について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

去る令和3年10月15日にタブレット配信させていただきましたが、市役所本庁舎における避難訓練を明日、令和3年10月22日の午前10時から、南の広場を使用し実施することとしております。

今回の訓練では、火災を想定した訓練としておりますが、より実際の火災の状況に近い形式での訓練とするため、出火元につきましては、あらかじめお知らせするのではなく、訓練が始まってから庁内放送によりお知らせすることで、避難誘導等を実践に近い形で実施することとしております。

訓練の内容につきましては、関係職員や消防への連絡を行う通報訓練、避難行動の確認を目的とした避難行動訓練、緩降機を実際に使用する器具使用訓練、消火栓を使用し模擬消火を行う初期消火訓練、消火器の使用方法を周知するため水消火器を使用した模擬消火訓練を実施することとしております。この訓練を通じまして、避難手順を確認し、実際に火災が発生した場合にも、決して慌てることなく避難行動が取れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、同日時に駅前庁舎及び柳川庁舎においても避難訓練を実施することとしております。

説明は以上となります。

**○大矢保委員長** ただいまの説明について、御質疑ありますか。丸野委員。

**○丸野達夫委員** 同日時に駅前庁舎及び柳川庁舎でも避難訓練をするということなのですが、アウガだと市民も活用していると思うんですが、それはどういうふうに対応されるんですか。

**○大矢保委員長** 総務部長。

**○館山新総務部長** 今回、火災箇所をお話ししないでやるのは本庁舎のみとしております。

それで、アウガ——駅前庁舎及び柳川庁舎につきましては、これまでと同様のやり方でやっていくこととしております。

**○大矢保委員長** はい、分かりました。

ほかにありますか。木下委員。

**○木下靖委員** すみません。今の説明で、これまでと同様のやり方という説明があったんですが、それはどういうやり方ですか。

**○大矢保委員長** 総務部長。

**○館山新総務部長** ただいまの御質疑にお答えいたします。

これまでと同様というのは、あらかじめ、想定として、どの階の、どこの場所で火災が発生しましたと。それで、後は決められた避難経路に従って避難をするというような形の訓練となっております。

**○大矢保委員長** 木下委員。

○木下靖委員 その場合、アウガ——駅前庁舎の場合は、避難して、何というんでしょう、その避難する場所というのはどこになるんですか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 青森商工会議所とアウガの間の駐車場部分が、避難経路、避難場所となります。駅前公園の手前というんですか、そこになります。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 公園ではなくて、間ね。間のちょっとしたところと。はい、分かりました。

○大矢保委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければこれにて終了いたします。

次に、「示談の報告について」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和3年5月25日の総務企画常任委員協議会で御報告いたしました公用車の事故について、示談が整いましたので、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

今回の事故につきましては、令和3年4月26日に、ベイブリッジと柳町通りの交差点において、管財課職員が運転する市車両マイクロバスと、相手方車両の軽トラックが衝突したものであります。

市車両のマイクロバスは、本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎を結ぶ連絡バスで、柳川庁舎を出発し、駅前庁舎に向かう途中、ベイブリッジを下り、柳町通りに右折しようとした際、前方から走ってきた軽トラックと正面衝突したものであります。

今回の事故において、市車両の運転手及び同乗者にけがはなかったが、相手方の軽トラック運転手がけがを負い、また、双方車両ともに損傷したものであります。

この事故による過失割合につきましては、相手方の過失10割で合意し、市公用車の修理費として183万9453円全てを相手方が負担し、相手方の車両及び人身損害につきましては相手方の自己負担ということで、令和3年9月21日付けで示談したものであります。

今回の示談を受けて、改めて管財課運転手職員に対し、公用車の運転に係る注意喚起を呼びかけ、安全運転、安全確認に努めるよう周知徹底したところであります。

報告は以上となります。

○大矢保委員長 ただいまの報告について御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければこれにて終わります。

それでは、理事者から何か報告することは、他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 委員はどうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 以上をもって、本日の案件はすべて終了いたしました。  
これにて本日の協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

( 会 議 終 了 )